(純資産の分類)

第五十九条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

第三目の二 株式引受権

(株式引受権の表示)

第六十七条の二 株式引受権は、株式引受権の科目をもつて掲記しなければならない。

(株主資本等変動計算書の区分表示)

第百条 株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等、株式引受権及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

2 [略]

第三節の二 株式引受権

第百四条の二 株式引受権は、当事業年度期首残高、当事業年度変動額及び当事業年度末残高に区分して記載しなければならない。

2 株式引受権の当事業年度変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。

様式第五号

【貸借対照表】

(単位：　円)

	前事業年度 (　年　月　日)	当事業年度 (　年　月　日)
[略]		
純資産の部		
[略]		
評価・換算差額等		
[略]		
評価・換算差額等合計	×××	×××
株式引受権	×××	×××
[略]		
[略]		
[略]		

様式第五号の二

【貸借対照表】

(単位：　円)

	前事業年度 (　年　月　日)	当事業年度 (　年　月　日)
[略]		
純資産の部		
[略]		
評価・換算差額等		
[略]		
評価・換算差額等合計	×××	×××
株式引受権	×××	×××
[略]		
[略]		
[略]		

(純資産の分類)

第五十九条 純資産は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

[目名を付する。]

[条を加える。]

(株主資本等変動計算書の区分表示)

第百条 株主資本等変動計算書は、株主資本、評価・換算差額等及び新株予約権に分類して記載しなければならない。

2 [同上]

[節を加える。]

様式第五号

【貸借対照表】

(単位：　円)

	前事業年度 (　年　月　日)	当事業年度 (　年　月　日)
[同左]		
純資産の部		
[同左]		
評価・換算差額等		
[同左]		
評価・換算差額等合計	×××	×××
[同左]		
[同左]		
[同左]		

様式第五号の二

【貸借対照表】

(単位：　円)

	前事業年度 (　年　月　日)	当事業年度 (　年　月　日)
[同左]		
純資産の部		
[同左]		
評価・換算差額等		
[同左]		
評価・換算差額等合計	×××	×××
[同左]		
[同左]		
[同左]		